

●個人事業者、フリーランスの方へ

令和3年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の登録申請の受付が開始されました。

事業者の方へ

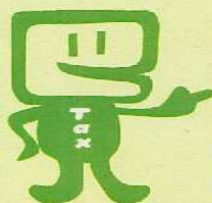
国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。



説明会サイトへ▶

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



特集として**国税庁動画チャンネル**でも紹介されています

- ※1 大垣税務署においても「インボイス制度説明会」と題して、毎月 説明会を実施しておりますの参加をご希望される方は、事前登録をお願いいたします。
- ※2 インボイス制度のご不明な点についてもお尋ねください。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】**0120-205-553**（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

（インボイス説明会等の問合せ先）

大垣税務署 法人課税第一部門

☎ 78-4101（代表）内線312

問

税務課

☎ 32-1103